

田原本町による障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経済基盤を強化することが重要である。

このため、町においては、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、町が令和5年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第3 令和5年度の調達方針

1 調達する物品等

町が契約によって調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なもの

2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

- オ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1項に規定する事業所（特例子会社）
- カ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2項に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体

第4 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進するため、全庁的に、予算の適正な使用、契約における透明性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を考慮した上で、調達件数及び調達額の増加に努めるものとする。

第5 調達の推進方法

- 1 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取組みを推進する。
- 2 職員に対して、障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等の提供可能な物品等について情報収集を行い、組織全体で共有できるように各所属に対して情報提供し、障害者就労施設等への発注に努める。

第6 その他

- 1 本町は、調達方針を作成し、又は見直したときは、町ホームページ等で速やかに公表するものとする。
- 2 本町は、調達実績を毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等で公表するものとする。